

令和3年度 主な組織改正について

1 重要課題に取り組む政策推進体制の強化

新潟駅周辺の整備や国による中・長距離バスターミナルの事業化、都市再生緊急整備地域の指定を見据え、本市の拠点性向上に向けたさまざまな取組みが動き始めていることから、新潟駅周辺、万代、古町に至る都心エリアの再生、活性化に向けた取組を組織横断的に進めるため、「都心のまちづくり担当理事」を新設する。

なお、都心のまちづくりの総括は、都市政策部まちづくり推進課で担当する。

2 ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した組織体制の見直し

(1) 文化スポーツ部

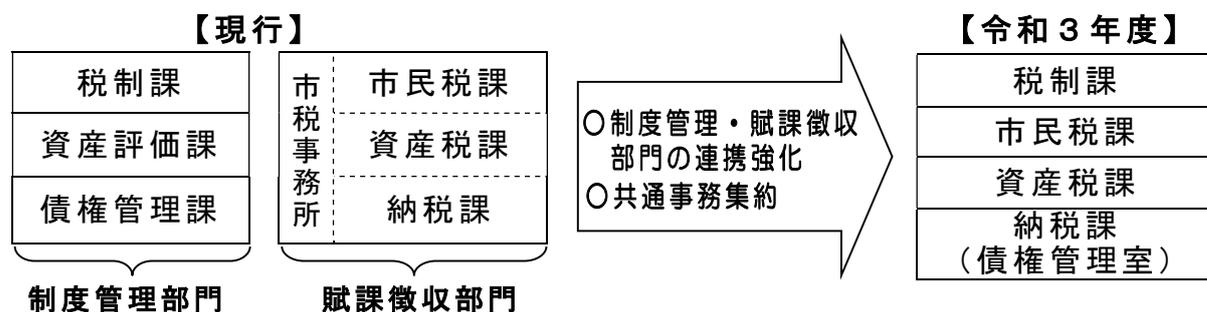
コロナ禍における文化政策の諸課題などに、迅速かつ、一体的に取り組むため、「文化政策課」に「文化創造推進課」を統合し、文化政策課内に「文化創造推進室」を新設する。

(2) 観光・国際交流部

コロナ禍にあり、これまでと変化する観光需要を的確にとらえ、今後の観光のあり方を構築していくため、観光政策課、国際観光課及び広域観光課の組織・業務を再編し、「観光政策課」と「観光推進課」の2課体制により諸課題に対応する。

3 効率的な行政運営に向けた組織の見直し（財務部）

制度管理部門と賦課徴収部門の連携を一層強化し、情報共有をさらに深め、税務行政をより効率的に推進するため、税務組織の体制を見直す。



- 固定資産税・都市計画税に関する業務を一元化するため、「資産税課」に「資産評価課」を統合する。
- 個別の徴収実務から各課への支援の充実に役割を見直し、全庁の組織的な滞納整理を推進するため、「債権管理課」を廃止し、納税課に「債権管理室」を新設する。
- 上記見直しにより、税務行政の一体的・効率的な推進体制とするため、「市税事務所」を廃止する。